

2010年2月22日

郵便事業株式会社

## 平成22年度動物愛護寄附金配分団体の公募

郵便事業株式会社（東京都千代田区霞が関、代表取締役社長 鍋倉眞一）は、平成22年度動物愛護寄附金配分団体の申請を2010年3月1日（月）から公募いたします。

政府は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）に基づき、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めることを目的として、毎年9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。この「動物愛護週間」は、1949年（昭和24年）に制定され、昨年で制定から60周年を迎えました。動物愛護週間の期間中は、例年、国・地方自治体・関係団体が協力し、動物の愛護と管理に関する普及啓発のため、さまざまな行事が開催されます。

郵便事業株式会社は、動物愛護週間制定60周年を迎える記念として特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念」を1,000万枚発行し、2009年9月18日から販売しております。販売価格55円のうち寄附金として5円をお預かりし、総務大臣の認可を経て、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日法律第224号）で定められた10の分野の事業のうち、4の分野を行う非営利団体に配分され、個々の分野で様々な事業活動の展開に役立てられます。

皆さまからのより多くの動物愛護に関する事業申請をお待ちしますとともに、寄附をお寄せいただいた皆さま方の心優しいお力添えに感謝申し上げます。

### 1 配分対象団体

営利を目的としない、公益の増進に寄与する、法人格を持つ次の団体とします。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 特例社団法人
- (3) 特例財団法人
- (4) 公益社団法人
- (5) 公益財団法人
- (6) NPO法人

### 2 配分対象事業

「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日法律第224号）により定められた10の分野の事業のうち、次の4の分野において動物との関わりを持つ事業を対象とします。

- (1) 社会福祉の増進を目的とする事業
- (2) 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- (3) 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- (4) 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範囲かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

### 3 配分申請の受付期間

平成22年3月1日（月）～同年4月30日（金）まで（当日消印有効）

### 4 配分申請書類

本日より、日本郵政ホームページ(<http://www.japanpost.jp/pressrelease/index02.php>)  
及び日本郵便ホームページ ([http://www.post.japanpost.jp/whats\\_new/index.html](http://www.post.japanpost.jp/whats_new/index.html)) に  
掲載します。

### 5 配分申請書類の送付先

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号  
郵便事業株式会社 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

（参考）

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

以 上

### 【添付】

資料1 動物愛護寄附金申請要領  
資料2 動物愛護寄附金申請書  
資料3 助成対象経費項目と基準